

# 入 札 説 明 書

行橋市が発注する建設工事に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

|                  |                              |                                                                                       |
|------------------|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 工事名称          | 令和元年度 漁港施設機能強化事業 杓尾漁港 突堤築造工事 |                                                                                       |
| 2. 工事場所          | 行橋市大字杓尾                      |                                                                                       |
| 3. 工事別事項及び共通事項   | 一般競争入札公告の工事別事項及び共通事項に記載のとおり。 |                                                                                       |
| 4. 仕様書に関する質問及び回答 | (1)質問書の受付                    | 仕様等に対する質問がある場合には、書面により提出すること。なお、書面は受付場所への持参又は郵送により提出すること。（F A X及びE-mailによるものは受け付けない。） |
|                  | (2)受付期間                      | 一般競争入札公告「工事別事項」に記載のとおり。                                                               |
|                  | (3)受付場所                      | 産業振興部農林水産課産業土木係（東棟庁舎2階） 内線（1234）                                                      |
|                  | (4)質問書に対する回答                 | 行橋市情報コーナー（東棟庁舎3階）にて閲覧に供するものとする。                                                       |
|                  | (5)質問書に対する回答期間               | 一般競争入札公告「工事別事項」に記載のとおり。                                                               |
|                  | (6)時間                        | 行橋市の休日定める条例（平成元年行橋市条例第26号）第1条に規定する休日（以下「市の休日」という。）を除く。）、午前9時から午後5時まで。                 |
| 5. 入札参加申込みの受付    | (1)提出書類                      | (ア) 競争参加資格確認申請書（様式第1号の1）                                                              |
|                  |                              | (イ) 同種工事施工実績調書（様式第2号）                                                                 |
|                  |                              | (ウ) 主任（監理）技術者等の資格及び工事経験調書（様式第3号）                                                      |
|                  |                              | ※ア～ウの求める資料を添付すること。                                                                    |
|                  | (2)その他                       | (ア) 提出書類は持参するものとし、郵送又はF A Xによるものは受け付けない。                                              |
|                  |                              | (イ) 提出書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。                                                          |
|                  |                              | (ウ) 提出書類は、本市において無断で目的外使用をすることはない。                                                     |
|                  |                              | (エ) 提出書類は、返却しない。                                                                      |
|                  |                              | (オ) 受付期間以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。                                                      |
|                  |                              | (カ) 提出書類に不備がある場合は、入札に参加できないことがあるので注意すること。                                             |

[illegible]